

1. 基本情報

- (1) 国名：ブータン王国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）
- (4) 事業の要約：

本事業は、ブータン王国の政府の指導者となることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワークの構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 本事業を実施する外交的意義

ブータンにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状があり、自国の開発大綱である「ブータン 2020」において主要目標の一つとして人間開発を掲げ、良い統治のために人材開発に取り組むとしており、中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築は同国の最大の課題となっている。この点についてブータン政府の人材育成を支援することは、長期的なブータンの経済開発に貢献するとともに、良好な二国間関係の一層の発展にとって重要である。

ブータンは伝統的な親日国であり、国際場裡においても多くの機会を日本を支持しているとともに、日本の国連安保理常任理事国入りを支持している。本計画を通じ、ブータン政府の知日派を育成することで、中長期的に日・ブータン関係を一層強化することができ、国際社会における我が国のプレゼンスの維持向上に寄与することから、外交的意義は大きい。

また、長期的な経済社会開発に貢献する取組を支援することにより、将来的な日本企業のブータンへの投資環境整備にもつながり、二国間経済関係の拡大・深化に寄与する観点からも外交的意義が大きい。

- (2) 当該国における中核人材育成の現状・課題及び本事業の位置付け

ブータン王国においては、各開発課題を取扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

- (3) 中核人材育成に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

対ブータン王国国別開発協力方針（2015 年 5 月）では、「農村と都市のバランスの取れた自立的かつ持続可能な国づくりの支援」を基本方針とし、「持続可能な経済成長」及び「脆弱性の軽減」を重点分野として定めており、本事業は右方針に合致

する。

(4) 他の援助機関の対応

同国においては最大のドナー国であるインドが留学生や研修員の受入れ事業を実施している。その他ドナーの対応については協力準備調査にて確認する。

(5) 本事業を実施する開発政策上の意義

本事業は、我が国及び JICA の協力量針・分析に合致している。また、同国は開発大綱であるブータン 2020 において主要目標の一つとして人間開発を掲げている。また、良い統治のために人材開発に取り組むとしており、同国における中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築は最大の課題となっている。さらに本事業は、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4、包摂的で持続可能な経済成長を目指す SDGs ゴール 8 に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本計画は、ブータン政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 実施内容

1 期あたり最大 10 名（修士課程 9 名、博士課程 1 名）、計 4 期分について若手行政官等の本邦大学院への留学に必要な経費を支援する。また、協力準備調査では 4 期分の計画を策定し、戦略的・効果的な受け入れを同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

ウ) 調達方法

協力準備調査の実施者を公示で選定し、原則として当該調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③ 他の JICA 事業との関係：特になし。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：王立人事院（Royal Civil Service Commission）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方

針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。

運営委員会の構成：王立人事院、在インド日本国大使館、JICA ブータン事務所

(3) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリー分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な候補者の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁の拡大等により、より優秀な留学生を選定できるよう工夫する。

以 上